

## 博物館概論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 博物館法第3条では、「博物館の事業」として、以下のような事業を掲げている。下の文章の( )内に□の中から最も適切な語句を選んで、下記の文章を完成させなさい。(各2点)

(②と③、④～⑥及び⑧と⑨については順不同。同じ番号のところには、同じ語句が入る。)

- 4 博物館資料に関する専門的、( ① ) 的な調査研究を行うこと。
- 5 博物館資料の( ② ) 及び( ③ ) 等に関する( ① ) 的研究を行うこと。
- 6 博物館資料に関する案内書、解説書、( ④ )、( ⑤ )、( ⑥ )、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 7 博物館資料に関する( ⑦ )、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 11 学校、( ⑧ )、研究所、( ⑨ ) 等の教育、学術又は( ⑩ ) に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

劇場	図録	年報	紀要	修復	講演会	模型	科学	化学
文化	芸術	試行	幼稚園	保管	要覧	公民館	教育	展示
技術	目録	図書館	ワークショップ					

2. 明治時代における国立の博物館の変遷に関して、下の文章の( )内に□の中から最も適切な語句を選んで、下記の文章を完成させなさい。(各2点)

(同じ番号のところには、同じ語句が入る。)

明治新政府は、ウィーンでの万国博覧会への招請を受け入れ、その準備を進めるために、1873(明治6)年、( ① ) が創設され、文部省博物局・博物館・書籍館・( ② ) が併合される。ウィーン万国博覧会後の1875(明治8)年、そのために収集された資

料などをもって ( ③ ) 博物館が創設され、また、文部省の博物館・書籍館・( ② ) は分離され、再び文部省に戻った。しかし、この文部省博物館はまったく資料をもたず、改めて資料収集を始めるとともに、( ④ ) の主導で ( ⑤ ) として1877 (明治10) 年に再出発した。これが現在の ( ⑥ ) へとつながる。

( ③ ) 博物館は農商務省博物館となり、1886 (明治19年) には ( ⑦ ) に移管され ( ⑧ ) に、次いで ( ⑨ ) に改称され、次第に文化財系の博物館に性格を転換していくことになる。これが、( ⑩ ) へとつながる。

パリ	内務省	国立科学博物館	田中不二麿	博覧会事務局	皇室博物館
民部省	東京国立博物館	帝国博物館	町田久成	小石川薬園	宮内省
教育博物館					

3. 2011年の社会教育調査によれば、指定管理者制度を導入した公立博物館の数は、全体の4分の1以上にあたる約1,200館に及んでいる。公立博物館における指定管理者制度のメリット、デメリットを200字以内で述べなさい。(20点)

4. 欧米のミュージアムでは、我が国の学芸員に求められる知識や技術、能力をさまざまな専門家が担っていることが多い。以下の①～③のうち2つを選択し、その職務内容をそれぞれ100字以内で説明しなさい。(各10点)

①レジストラー (Registrar)

②コンサーベーター (Conservator)

③ミュージアム・エデュケーター (Museum Educator)

5. 博物館を分類する際、文部科学省の社会教育調査では、収集資料の範囲を分類基準として、博物館を「総合博物館」「科学博物館」「歴史博物館」「美術博物館」「野外博物館」「動物園」「動植物園」「植物園」「水族館」の9つに分類している。これ以外で分類基準を2つ設定し、それぞれの基準に基づいて、我が国の博物館を具体的に分類しなさい。(20点)